

大津市道路施設維持管理システム構築等業務仕様書

1 業務の名称

大津市道路施設維持管理システム構築等業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(令和9年1月31日までにシステムの構築及び試験運用を行い、令和9年2月1日から本稼働を行うこと。本稼働後、委託期間中は保守を行うこと。)

3 業務の目的

本業務は、大津市建設部道路・河川管理課（以下、「道路・河川管理課」）が維持管理する道路施設に関するデータベースとシステムの構築及びスマートデバイスを用いてインターネット上でそれらの閲覧、編集が可能となるシステムの構築により、道路施設の維持管理をより効率的かつ迅速に行うことを目的とする。

4 業務内容

(1) 概要

道路・河川管理課が行う道路施設の維持管理をより効率的かつ迅速に行うことを目的に、下記項目を行うことができるシステムの構築及び運用保守を行う。

① 市街灯、カーブミラー、道路標識等、街路樹（高木・低木）の道路施設に関する基本情報や写真などをデータベースとして保存すること。

② 修繕が必要な市街灯について、外部業者へ送付する修繕指示書を自動で作成すること。また、外部業者から送付された修繕完了報告をシステムに反映すること。

※パソコン又はスマートデバイスを用いて、上記データベースの閲覧および編集ができること。

(2) システムの基本要件

①本システムは、以下のどちらかの方法により提供されること。

(ア) SaaS (Software as a Service) 方式により提供されること。

(イ) 大津市の仮想サーバーに構築し、提供されること。

②本システムは、委託者が用意するパソコンとスマートデバイス（Android 端末、iOS 端末）において利用可能なシステムであること。

③パソコンのライセンスについては、OS が Windows10、Windows11 以降のパソコンにおいて利用可能なものとし、委託者が契約するライセンス数で同時使用ができること。

④パソコンでのライセンス数は、10ライセンスとすること。

⑤スマートデバイスのライセンスについては、OS のバージョンが Android13、iOS16 以降のスマートデバイスにおいて利用可能なものとし、委託者が契約するライセンス数で同時使用ができること。

⑥スマートデバイスでのライセンス数は、10ライセンスとすること。

(3) システム導入環境

本業務において使用するシステム導入環境は以下のとおりである。

①庁舎内幹線：10Gbps 支線：1Gbps 及び866Mbps (IEEE802.11ac 準拠)

②LG-WAN 回線：100Mbps

③インターネット回線：1Gbps

※ただし、回線速度を保証するものではない。

(4) システムの機能等要件

様式第8号「大津市道路施設維持管理システム構築等に係る機能等要件一覧表」（以下、「機能等要件一覧表」という。）のとおりとし、必須機能については、必ず満たすこと。

また、機能等要件一覧表は評価基準の一部となるため、全ての項目について対応可否を記入し、カスタマイズが必要な場合や代替提案を行う場合はその内容や経費等も明示すること。

(5) システムの維持管理及び運用

①システムがクラウド型である場合は、システムのバックアップ、サーバーの運用監視及びデータセンターの保守管理を行うこと。

②冗長化されたサーバー構成でシステムが運用されていること。

③定期的にバックアップ（機能改善、バグ対応等）が行われており、常に最新のシステムが利用できること。

④万一のサーバー障害やネットワーク障害時等においても、早期に再開できる仕組みを用意すること。

⑤地震などの災害時においてもシステムが稼働できるように備えていること。

⑥24時間365日サービス提供が可能で、稼働率99%以上を確保していること。ただし、システムメンテナンス等による計画的な停止は除く。

⑦不正行為・監視、情報漏洩対策として、ログ取得（ユーザ認証と操作ログ）、クライアント端末にデータを保持させない仕組み（暗号化されたキャッシュ等は除く）が可能であること。

(6) 現行システムからのデータ移行及び調整

道路施設の維持管理に使用している現行のシステムから移行する対象データ及び手順は、以下のとおりとする。

①移行対象道路施設及び数

・市街灯（道路照明灯含む） 33,654基

・カーブミラー 3,827基

・道路標識等 2,750基

・街路樹（高木・低木） 11,987本

※上記データ数は令和8年3月31日時点のものであり、変動する可能性がある。

②移行対象データ

・移行対象道路施設及び数に記載の道路施設に関するデータを移行対象データとする。現行システムからのデータ抽出、変換等は本業務の対象外であるが、移行データ作成事業者と打ち合わせを行い、データセットアップ並びに整合性確認等を行うこと。提供するデータの形式は、shape形式を標準とする。また、csv形式、画像形式、Microsoft社製Office形式のデータも移行対象とする。

・令和8年3月31日時点でのデータの数量は以下の通り。ただし、移行作業時には予定数が増減する可能性があるため、留意し対応すること。

施設種類	データ件数	添付ファイル数	データ容量
市街灯	33,654	345,754	103.1GB
カーブミラー	3,827	19,562	3.6GB
道路標識等	2,750	4,342	0.7GB
街路樹（高木、低木）	11,987	46,153	6.3GB

③データ移行の検証

- ・受託者は、移行後のデータが道路施設維持管理システム上で正常稼働するよう検証を行い、委託者にデータ検証結果を報告するものとし、移行前後のデータ数及びファイル数をとりまとめたデータ移行作業報告書を委託者に提出し、その承認を得るものとする。

④データ移行の期日

- ・委託者が指示する期日までにデータ検証を受け、合格しなければならない。

⑤データ移行の再検証

- ・検証結果に不備がある場合には、受託者の責任によりデータ修正を行い、委託者が指定する期日までに再検証を受け、その承諾を得るものとする。

⑥調整

- ・安全で確実な移行を実施すること。
- ・現行システムとの並行運用や切替え時期について、切替えに不都合が生じた場合のリスク対策も含めて計画すること。
- ・受託者は、道路施設維持管理システムの本稼働前に、道路施設維持管理システムの仮稼働を行い、表示時間、表示内容、システム機能について確認し、委託者の仕様を満たすよう各種調整を実施すること。なお、確認項目の詳細は委託者と協議し、決定するものとする。

(7) ユーザ権限の設定

システムの運用に先立ち、委託者と受託者にて十分に協議のうえ、各ユーザに対して、閲覧や編集等の可否に関する権限や印刷及び編集機能等の利用可否に関する権限などの設定を実施すること。

(8) システムの運用支援

①研修の実施

- ・システム稼働開始までに道路・河川管理課職員に対して、操作説明研修及び管理者研修等を2回実施すること。

②操作マニュアルの作成

- ・操作説明研修までに操作マニュアルを作成し、提出すること。
- ・操作マニュアルはできる限り専門用語を使わず、実際の画面キャプチャ等を用いて分かりやすく説明すること。
- ・システムの内容が変更された場合には、随時操作マニュアルを更新すること。
- ・操作マニュアルは、電子データまたはオンラインマニュアルで提供すること。

③本稼働後支援

- ・本システム構築以降、別途契約のうえシステム運用保守業務を実施するものとする。
- ・道路施設の維持管理に必要な情報などの登録に係る業務支援を実施すること。
- ・委託者からの問い合わせ窓口を設け、平日の9時から17時までの間対応すること。

5 個人情報及びセキュリティ対策

- (1) 本業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第23号）等の個人情報に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 本業務の実施に当たり、大津市情報セキュリティポリシーを準拠すること。
- (3) その他セキュリティ対策に関する詳細は、機能等要件一覧表及び様式第9号「クラウドサービス要件・適用状況一覧」を参照すること。

6 提出物

本業務の提出物は次のとおりとする。

- (1) 契約時提出（印刷物1部）
 - ①管理技術者届
 - ②照査技術者届
 - ③担当技術者届
 - ④実施計画書
- (2) データ移行作業完了時提出
データ移行作業報告書（印刷物1部）
- (3) 運用開始前提出
 - ①操作マニュアル（電子データまたはオンラインマニュアル）
 - ②研修資料（電子データ）
- (4) 完了時提出
完了届（印刷物1部）

7 実施計画書の提出

本業務を遂行するに当たり、あらかじめ実施計画書（役割分担表及びスケジュール含む）を本契約締結後速やかに提出し、委託者の承諾を得ること。

なお、内容に変更のあった場合は、変更したものを速やかに提出し、再度、委託者の承諾を得ること。

8 技術者の資格要件等

- (1) 管理技術者は、同種業務の実績を有するものとする。
同種業務実績 道路施設の維持管理に用いることができるシステムの導入（1件以上）
また、次のいずれかの資格を有するものとする。
 - ①技術士（総合技術管理部門（建設一道路））
 - ②技術士（建設部門一道路）
 - ③RCCM（道路）
 - ④RCCM（建設情報）
 - ⑤測量士
- (2) 照査技術者は、次のいずれかの資格を有するものとする。
 - ①技術士（総合技術管理部門（建設一道路））
 - ②技術士（建設部門一道路）
 - ③RCCM（道路）
 - ④RCCM（建設情報）
 - ⑤測量士
- (3) 管理技術者及び照査技術者は原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

9 情報公開

大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定に基づき、委託者が情報の開示を行う場合は、協力すること。

1 0 その他

庁内でのサービス利用に関する端末（パソコン、インターネット回線）及びインターネット上でのサービス利用に関する端末（スマートフォン、インターネット回線）及び通信費は、委託者で用意及び負担する。

1 1 留意事項

- (1) 業務に関して事故等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、その状況を委託者に報告しなければならない。また、事故による一切の損害及び責任は、受託者に帰属する。
- (2) 受託者は、仕様書並びに諸関係法令を遵守し、委託者の指示に従い、業務の進捗を図るものとする。
- (3) 受託者が本業務にて知り得た情報は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- (4) 受託者は、本システムから次期システムへの移行時、またはその他本システムのサービス提供終了時など、委託者からデータ提供の求めがあった際には、本システムにて発生・蓄積された全てのデータのうち、委託者が指定するデータを追加費用なしに委託者へ引き渡すものとする。データ形式やデータの引き渡し方法等については、委託者と受託者の協議の上、定めるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、その他疑義がある場合は委託者と受託者との協議の上、定めるものとする。